

1. 件名：増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染発生に関する面談

2. 日時：令和5年12月14日（木）13時30分～13時40分

3. 場所：原子力規制庁3階会議室

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

木原室長補佐、田村室長補佐

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松田室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 2名

福島第一原子力発電所

防災・放射線センター 2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染発生に関する現状について、資料に基づき説明があるとともに、以下の回答があった。

- 線量評価の結果から実効線量5mSv及び皮膚の等価線量500mSvに達しないことから法令報告の対象ではないと判断した。

○原子力規制庁から東京電力において法令報告事象に該当しないと判断したことについて了解した旨回答した。

6. 資料

- ・2023年10月25日に発生した増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染に関わる作業員の線量評価結果について